

備中保健所からの重要なお知らせ

漬物製造販売の皆様

食品衛生法の改正により、これまで許可無しで製造販売ができた漬物について、**許可が必要**になりました。

令和3年5月31日の時点で既に漬物を製造販売していた皆様は、令和6年5月末日までに、漬物製造業の許可の取得手続きが必要です。

許可を取得するための手続きは裏面へ

お住まいの地域の保健所へご相談ください。

地域	保健所	所在地	電話番号
総社市 早島町 笠岡市 井原市 浅口市 里庄町 矢掛町	備中保健所 衛生課	倉敷市羽島 1083	086-434-7026
高梁市 新見市	備北保健所 備北衛生課	高梁市落合町近似 286-1	0866-21-2837
倉敷市	倉敷市保健所 生活衛生課	倉敷市笹沖 170	086-434-9826

許可取得の手続き

事前相談



まずは、製造施設の図面・写真を持参の上、管轄地域の保健所にご相談ください。

施設の改修 ・工事など



基準に合わせた施設の改修や、井戸水などを使用している場合には水質検査を受けていただきます。

食品衛生 責任者の設置



講習会を受講して、食品衛生責任者の資格を取得してください。

県内各地で毎月実施しています。



許可申請



施設検査

営業許可書の交付